

高知県国民保護計画(原案)に対する意見募集(パブリックコメント)の結果について

平成17年11月11日(金)から平成17年12月9日(金)までの29日間、高知県国民保護計画(原案)について行った意見募集(パブリックコメント)では、4名の方からご意見が寄せられました。貴重なご意見をいただきありがとうございました。

ご意見を適宜要約して整理し、県の考え方とあわせて以下のとおりとりまとめましたので報告します。

なお、原案と直接関係ないと考えられるご意見については公表していません。

下表のP(ページ)は原案のP(ページ)です。

	意見の要旨	県の考え方
1	国民保護法及びこの計画は平和憲法の理念に反する。	平和を願い、有事や大規模テロが発生しないように努力をしていくことは当然のことですが、万一、こうした努力にもかかわらず武力攻撃事態などに至った場合において、何も法制度がないままに国家が暴走、独走することは、法治主義の国としてあってはならないことです。そうした観点から、国民保護法を含めた有事法制の枠組みが決められたと受け止めています。
2	戦争を起こさないための備えこそが必要。この計画でいう「災害」「戦争」「防災体制」は「戦時体制」のことであり、計画には反対する。	また、県民の皆様の生命、身体及び財産を守ることは県の責務であり、このことは自然災害でも、武力攻撃や大規模テロによる災害であっても同じであると考えます。
3	自然災害と有事の災害を同様に考えることは根本的に誤りである。人間の力ではどうにもならない自然災害は万全の対策が必要だが、人間が引き起こす有事は人間の力で阻止できる。	このため、この計画において、基本的人権の尊重や県民の権利利益の迅速な救済等の国民保護措置に関する基本方針を定め、いざという時に、県民の皆様に事態の情報等をどうやってお知らせするか、避難・救援はどうするのか、といった県民の皆様を保護する仕組みをお示ししたいと考えています。(戦争協力を強制する内容の計画ではありません。)
4	テロと戦争は区別されるべきで、テロは戦争と定義づけするものではなく、警察中心に対処すべきもの。また、テロへの対応としては、テロを呼び込む力による対策ではなく、平和外交、南北経済格差の是正等の積極的な推進が必要。	一方、平和への取組としては、本県がこれまで行ってきた米軍機低空飛行訓練などに対する中止要請や抗議行動、また、世界の様々な国や地域との国際交流などは、自治体が行える広い意味での平和への取組だと考えますので、こうした取組を進めていくことで、平和への関わりを深め他国との友好関係を築き上げていきたいと考えています。
5	攻撃を行うと想定している国名、組織、攻撃方法、その可能性を具体的に証明できなければ、大幅に県民の自由、権利を侵害する計画を作成することにはならない。うやむやにせず国名等明記すべき、できなければ、計画立案自体を中止すべき。	ジュネーブ諸条約第1追加議定書において、敵対する紛争当事国による占領のために開放し、特別な保護を受ける地域として「無防備地域」の規定が置かれています。政府は、この宣言は当該地域の防衛に責任を有する国において行われるものであり、地方公共団体が宣言をおこなうことはできないとの見解を示しています。
6	この計画で実際に県民の保護ができると考えることは困難。むしろ、県民の自由と権利を大幅に制限し、軍事訓練を県民に行い、戦争協力を強制する計画と思われる。	国民保護法第4条第2項(国民保護措置実施への協力)の規定により、国民への協力要請は強制にわたることがあってはならないとされています。
7	無防備地域宣言をすべき。	また、国民保護措置に関する基本方針(8)において、国民保護措置に協力する者に対して安全確保に十分な配慮を行うこととしています。
8	県民は自発的な意思により必要な協力を努めるとあるが、実際に危険な作業を拒否できるのか。強制の意味合いを含むので削除すべき。 (P3国民保護措置に関する基本方針(5)県民の協力)	

	意見の要旨	県の考え方
9	<p>指定(地方)公共機関の自主性については、「配慮」「留意」ではなく「保障」とすべき。「配慮します」では実際には機密保持を理由に言論・表現の自由が大幅に制限されたり、「留意します」では強制され、県民の生命財産を損なうおそれがあるのではないかと。また、指定(地方)公共機関から協力を「拒否できる」という内容の文言も入れるべき。(P3国民保護措置に関する基本方針(6)指定(地方)公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮)</p>	<p>日本赤十字社の自主性の尊重及び放送事業者である指定(地方)公共機関の言論その他表現の自由への配慮に関しては、国民保護法第7条の規定を引用し条文どおりの文言としたものです。県として知り得た情報は随時提供するとともに、機密保持を理由として言論・表現の自由を制限することはありません。</p> <p>指定(地方)公共機関の国民保護措置の実施に関しては、各指定(地方)公共機関がその作成する国民保護業務計画で定めるところにより、その業務に係る国民保護措置を実施することとなるため自主的な判断を基本としたものですが、正当な理由がなく県からの実施要請に応じない場合などは、国民保護法に定めるところにより安全の確保も確認したうえで必要な指示を行う場合があります。</p> <p>一方、国民保護法上、正当な理由がある場合などは国民保護措置の実施を「拒否できる」ことになっています。</p>
10	<p>国民保護訓練は軍事訓練であり、防災訓練と意図的に混在させることはなじまない。明確に区別すべき。(P32(3)訓練に当たっての留意事項。以下13まで)</p>	<p>国民保護法第42条において、知事は関係機関と共同して訓練の実施に努めるものとされており、この場合、避難や救援に関する訓練など防災訓練に共通する内容も多いことから、防災訓練との有機的な連携に配慮することとされています。</p> <p>実際に訓練を実施する際には、関係機関の連携や避難誘導等、共通した事項については、これまでの地域防災計画に基づく取組の蓄積も活用していきたいと考えています。</p> <p>また、訓練への参加呼びかけや普及啓発等については、住民の避難に関する訓練などは実際に避難を行うこととなる住民等が当該訓練に参加し、あらかじめ十分な訓練をしておくことが望ましいため、その参加の協力要請を行うものであり、この協力要請に基づき、訓練に参加するか否かは、あくまで住民等の自主的な意思によるものです。(強制、強要することはありません。)</p> <p>国民保護措置の仕組み等を広く住民に知っておいてもらうことは、いざという時、円滑・迅速に国民保護措置を実施するうえで大変重要なことですので、防災に関する啓発とも連携して自助・共助の取組等を啓発していくことや、防災と同じく児童生徒に対して年齢に応じた教育を行うことも必要と考えます。この啓発は、あくまで避難や救援などの国民保護措置について自助・共助も含めて啓発を行うものであり、この啓発が戦争協力への誘導、強要となったり、児童生徒の生命を危険にさらす可能性を拡大させることはないと考えます。</p> <p>武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発についても、武力攻撃事態等に遭遇した場合の当初の対応(堅牢な建物に隠れる、風上に逃げる等、自助・共助)を中心に啓発していくこととしており、戦争協力を強制するものではありません。通報義務は国民保護法第98条に規定されています。</p>
11	<p>訓練参加は、強制にならないようにすること。県民は拒否できる旨明記すべき。</p>	
12	<p>自主防災組織に訓練を強要しないこと。</p>	
13	<p>避難訓練等実施するとあるが、有事の災害は避難訓練などでは防ぐことはできないことは戦前の経験から明白。ナンセンス。</p>	
14	<p>国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うことは、戦争協力への誘導、強要となる。削除すべき。(P41第5章国民保護に関する啓発。以下17まで)</p>	
15	<p>戦争協力と防災に関する啓発を連携させることはなじまない。明確に区別すべき。</p>	
16	<p>県立学校において安全教育、ボランティア精神の養成等行うとあるが、実際には児童生徒の生命を危険にさらす結果になる可能性を拡大させることになる。県立学校での教育も削除すべき。</p>	
17	<p>通報義務等住民がとるべき対処の周知は、戦争協力を強制することにある。削除すべき。</p>	

	意見の要旨	県の考え方
18	ボランティア団体等への支援や住民に対する協力要請は、戦争協力への誘導、強制である。実際には県民の生命を危険にさらすことを意味する。削除すべき。(P53ボランティア団体等に対する支援等、住民への協力要請)	ボランティア団体等に対する支援や住民への協力要請は、その安全の確保に十分に配慮したうえで行うこととしていますし、支援や協力要請は国民保護措置の実施に関して行うものです。また、協力要請に応じるか否かは住民の自発的な意思にゆだねられるもので強制するものではありません。(国民保護法第4条第2項)
19	指定地方公共機関の協力で「正当な理由がない限り求めに応じる」とあるが、「正当な理由」の範囲が曖昧、拒否できる文言を追加すべき。(P64(8)避難住民の運送の求めに係る調整)	「正当な理由」とは、求めに応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合であり、具体的には、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合(不能)や求めを受けた運送事業者が別の都道府県知事から既に運送を求められている場合(競合)等が当たります。また、諸般の事情を考慮し客観的に判断して安全の確保がなされていない場合も「正当な理由」に当たります。 「正当な理由」がある場合は、国民保護法上、運送の求めを「拒否できる」となっています。
20	応急公用負担での権利の制限については、県民はその権利を大幅に侵害されるため、拒否できる文言を追加すべき。(P86 3応急公用負担等)	応急公用負担及び障害物の除去等の職権は、国民保護法第113条第3項の規定により、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときに行使するものです。 県では、応急公用負担の職権の行使が他人の財産に重大な制限を加えるものであることから、その目的達成に必要な最小限度においてその職権を行使するよう留意します。また、国民保護法及び同法施行令に基づき損失の補償を行います。(P105) (緊急の必要から応急公用負担等に対して土地の所有者等が拒否することができることはされていません。)